

特別支援学校教諭免許状の授与について

教員としての実務経験を有する方が、特別支援学校教諭の普通免許状を取得しようとする場合には、次の所要資格1及び2の要件を満たす必要があります。

【所要資格1】 有することが必要な免許状の種類及び在職年数

授与を受けようとする免許状の種類	有することが必要な免許状(基礎免許)	最低在職年数
特別支援学校教諭 二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状	幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の教員として 3年以上
特別支援学校教諭 一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状 ※授与を受けようとする特別支援教育領域を定めた免許状	特別支援学校の教員としてとして 3年以上 ※授与を受けようとする特別支援教育領域を担任する教員として勤務した期間

【所要資格2】 所要資格1の(基礎免許)を取得した後に修得することが必要な単位数(一種・二種共通)

免許法施行細則(秋田県規則)に定める科目区分				最低単位数	備考
特別支援教育に関する科目	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1	
	第2欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ----- 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2	授与を受けようとする教育領域毎に 「心理等」及び「教育課程等」(*)の両方の内容を含む必要がある。
	第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 ----- 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2	次の①及び②の全ての事項について、「心理等」及び「教育課程等」(*)の両方の内容を含む必要がある。 ① 視・聴・知・肢・病に関する教育のうち、第2欄に定める教育領域以外の領域に関する事項 ② 障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項(★)
	第4欄	第1欄から第3欄に掲げる科目のいずれか		1	

* 「心理等」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」の略です。

「教育課程等」は、「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」の略です。

★ 重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む。)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を全て含む必要があります。

・ 第3欄は、科目によっては2単位を超えて修得しなければ内容を充足しない場合があります。

修得する単位の内容により、複数の教育領域について授与を受けることもできます。

第2欄の単位として、複数の領域について単位を修得した場合には、1回の申請で、2以上の特別支援教育領域を定めた免許状の授与申請が可能です。

【例】 第1欄で1単位、第2欄で4単位(知的障害者2/肢体不自由者2)、第3欄で2単位の計7単位修得した場合には、2領域(知的障害者・肢体不自由者)の免許状の申請ができます。